仕様書

1 委託業務名

大分県立美術館開館 10 周年記念式典・イベント開催準備等委託業務

2 委託業務の目的

R7 年 4 月 24 日に開館 10 周年を迎える大分県立美術館において、節目となる 10 周年を県民とともに祝う記念式典を開催するとともに、R7 年 4 月から 12 月にかけて県立美術館のコンセプトをベースに美術館を活用し、美術・音楽等の多彩なジャンルのイベントを開催する。「芸術文化ゾーンの賑わい創出」「芸術文化発信の核」等の県立美術館の役割を果たす好機会となる本式典・イベントにかかる企画、調整、広報等の前年度準備を目的として本業務を委託する。

3 履行期間

契約締結の日から令和7年 3 月 31 日まで

4 委託業務内容

開館 10 周年記念式典・イベントの企画、調整、広報等

式典・イベントについて

(1)10 周年記念式典

大分県立美術館開館 10 周年を記念した式典の企画・準備・広報を行うこと。

ア 日　程

令和 7 年 4 月 26 日(土)　9:00～15:00(予定)

イ 場　所

大分県立美術館 1 階　アトリウム

ウ 内　容

① 記念式典　②オープニングステージ　③記念展覧会の内覧会　④トークショー

エ 留意事項

(ア)全体コンセプト

a 大分県立美術館のコンセプトである「五感で楽しむことができる」「出会いによる新たな発見と刺激のある」「自分の家のリビングと思える」「県民とともに成長する」美術館の4つのコンセプトのいずれかをイメージした構成とすること。

(イ)記念式典について

a 主催者及び来賓若干名が登壇し、挨拶を行う。

b 10周年を祝うに相応しい仕掛け(セレモニー)を行うこと。

c 動画を放映するビジョン、音響設備等を設営すること。

（ウ）オープニングステージについて

a ヴァイオリニスト廣津留すみれ氏が登壇し、概ね 20 分のステージを行うこと。

b 伴奏者用ピアノはグランドピアノを設置し、事前に調律を行うこと。

c リハーサルが必要な場合は出演者等への連絡調整、準備、実施に係る業務を行うこと。

d ステージ終了後、式典までの間に会場転換を行うこと。

e ヴァイオリニストがステージ中トークを行うハンドマイクを準備すること。

（エ）10 周年記念展覧会の内覧会について

a 内覧会は美術館スタッフが誘導し説明を行うが、必要に応じて内覧会参加者の誘導を行うこと。

（オ）トークショーについて

a ステージ上で 4 名のトークショーを行うこと。

（登壇者案）廣津留すみれ氏（ヴァイオリニスト）

ジョン・カーペンター氏（メトロポリタン美術館キュレーター）

ロバート・キャンベル氏（東京大学名誉教授）

田沢裕賀（大分県立美術館長）

※登壇者については大分県と協議の上、最終決定すること。

（カ）会場計画について

a ステージ、客席等は別紙を参考にしたうえで、招待者受付、一般来場者の動線等に配慮したレイアウトを配置すること。

b ステージバックパネルの活用を記載すること。

c 設営・撤去、物品の搬入出に際しては、適切に専任スタッフ等を配置し、参加者・出演者等の安全管理、設営物の円滑かつ安全な搬入出及び盗難・破損・汚損の防止策を講じること。

（2）商店街と連携した特別記念イベント

商店街・美術館を活用し、幅広い年齢層の県民が親しむことができる特別記念イベントを企画・準備すること。駅、商店街、美術館を結ぶ動線を考慮し、人の往来と賑わいを創出する仕掛けを行うこと。

ア 開催日時

令和 7 年 4 月27日（日）

11:00～17:00（予定）

イ 開催場所

大分県立美術館1F アトリウム、ガレリア竹町通商店街、大分駅等

ウ 県立美術館 1F アトリウムとガレリア竹町通商店街のドーム広場にステージを設置し

てイベントを実施すること。
エ　県立美術館会場のプログラム案
（ア）著名人によるトークショー
（イ）著名人によるステージパフォーマンス
（ウ）一般公募によるステージパフォーマンス（大音量によるパフォーマンス等は禁止）
オ　ドーム広場会場のプログラム案
（ア）一般公募によるステージパフォーマンス
（イ）ワークショップ
（ウ）路上パフォーマンス、大道芸
（エ）アーティストによる作品展示・販売
カ　ガレリア竹町通商店街のアーケード天井にカラフルな傘を使ったインスタレーション「アンブレラ・スカイ」を設置すること。R7 年 4 月 25 日（金）設置完了。撤去は R7 年 5 月末とする。
キ 10 周年を祝うパレードを企画・準備すること。大分駅を出発し県立美術館を終着とする。当日の実施回数は、午前・午後各 1 回以上行うこと。
※参加者が各会場を周遊する仕掛けにより、大分県立美術館への入館を促すこと。
※一般公募の募集・調整を行うこと。
※リハーサルが必要な場合は出演者等への連絡調整、準備、実施に係る業務を行うこと。
※出演者、イベント内容詳細等については、大分県及び大分県立美術館と協議の上、最終決定すること。

（3）年間記念イベント
令和7年4月～12 月の間に開催する、以下の記念イベントを企画・準備すること。
ア　著名人によるトークイベントを4回開催すること。
a 出演者については、美術への関心が高く、知識も豊富で、若年層の支持も得ているアート系著名人を候補にあげること。（歌手アイドル、小説家、芸能人等）
イ アーティストとコラボして OPAM 館内を装飾等によってインスタ映えするフォトスポットとするイベントを企画・準備すること
ウ　和菓子をテーマとした食とアートのコラボイベントを企画・準備すること。
エ　OPAM のアトリウムでスポーツとアートのコラボイベントを企画・準備すること。
※トークイベントは OPAM アトリウムを会場とし、300 席規模とすること。
ステージ、音響、映像等の機材を準備すること。
参加者の募集、受付予約、当選者への連絡を行うこと。
※イ、ウ、エのイベントの実施回数は1回以上とする。またイについては、2 週間以上の設置とする。
※出演者、イベント内容詳細、イベント回数、期間等については、大分県及び大分県立

美術館と協議の上、最終決定すること。

（4）式典・各イベント等の予算について

（1）（2）（3）の式典・イベント等の実施予算（R7 年度の広報費用含む）は、上限 3,000万円（消費税込み）として企画・準備すること。

（5）広報

10 周年記念式典・イベント等を広く周知するためのメディアプロモーションを R7 年 1 月下旬より行うこと。

ア 美術館の広報媒体との調整を行なったうえで、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌、SNS 等の媒体の活用を効果的に行うこと。

イ 美術館主催関連イベントや、その他のイベント等も包括して、10 周年を広く県民に周知できるよう計画すること。

ウ CM は、民放テレビ 3 局すべてで放送すること。

エ テレビ、ラジオを活用する場合は、日程、種類、内容について具体的に示すこと。

オ 記念式典・特別記念イベント（R7/4/26,27 開催）のリーフレットを制作し、配布すること。

（ア）記念式典・特別記念イベントのリーフレットは、A3 折全面カラー仕様、印刷部数は 5 万枚。式典・特別記念イベント・美術館主催展覧会、年間記念イベント等の内容を包括して掲載すること。事前かつ式典当日配布用とする。

5 業務の進め方

（1） 受託者は業務に先立ち業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。

（2） 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

（3） 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

（4） 商店街等でのイベント実施準備においては、その利用許認可申請、行政手続等を行うこと。

（5） イベントにかかる苦情処理、イベント申込受付等を行うこと。

（6） 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

（7） 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合

は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

6 付記事項

（1） 受託者企画案の調整

当該企画案は、委託者と受託者との協議により調整できるものとする。

（2） 権利義務等の譲渡等

委託者はこの契約の成果物を自由に使用し、またはこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

7 著作権

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

（1） 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利を含む）は、委託者に無償で譲渡するものとする。

（2） 委託者は、著作憲法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。

（3） 納品される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権に関わる紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

（4） 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

（5） 本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別できない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

8 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

9 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じるすべての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者

より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

10 補則

本仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。